

## 災害救助法の一部を改正する法律案の閣議決定について（会長談話）

本日、「災害救助法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

指定都市市長会は、日頃から市民生活に密着した基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備えている指定都市が、災害時における避難所の運営や応急仮設住宅の供与等を包括的に担うため、長年にわたり、災害対応法制の見直しを求めてきました。

本法律案は、道府県と指定都市の適切な連携・分担により、被災した地域全体の住民に対する、より迅速かつ円滑な支援を可能にするものです。

今後、国会において法律案の審議が進められることと思いますが、いつ起こるとも分からない大規模災害に迅速に対応できる体制を確立するため、早期の成立を求めます。

また、法成立後に国において行われる救助実施市の指定に当たっては、客観的な指定基準が策定され、希望するすべての指定都市が指定を受けられることを望みます。

平成30年5月8日  
指定都市市長会会長  
林 文子